

陳 情 文 書 表

令 7 陳 情 第 1 5 号		令和 7 年 8 月 2 2 日 受 理
件 名	各会計年度予算・決算を審査する予算決算常任委員会の委員一人当たりの質問時間 6 0 分を削減しないことを求める陳情書	
陳 情 者	秦野市寺山 7 9 6 - 8 新日本婦人の会秦野支部 支部長 石井 洋子	
陳 情 の 要 旨		
令和 7 年 3 月 秦野市議会の議会運営委員会において「議会運営における課題事項」として、「働き方改革が重視される折から、委員会を 9 時から 1 7 時で終わらせるために予算決算常任委員会の委員一人当たりの質問時間 6 0 分を 4 5 分に短縮すること」について委員から提案がありました。その後の議会運営委員会で数回の議論を経て、8 月 1 8 日の議会運営委員会で次のとおりとなりました。 委員一人当たりの質問時間 6 0 分または 4 5 分のどちらかを選ぶこととなり、この結論は秦野市議会の先例・申し合わせには明記せず議会運営委員会の申し合わせとすると聞いています。 陳情事項 各会計年度予算・決算を審査する常任委員会の委員一人当たりの質問時間 6 0 分は、市民を代表する委員（議員）の権利であり、将来にわたって削減しないこと。		